

みやま市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



令和 6年 2月

みやま市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

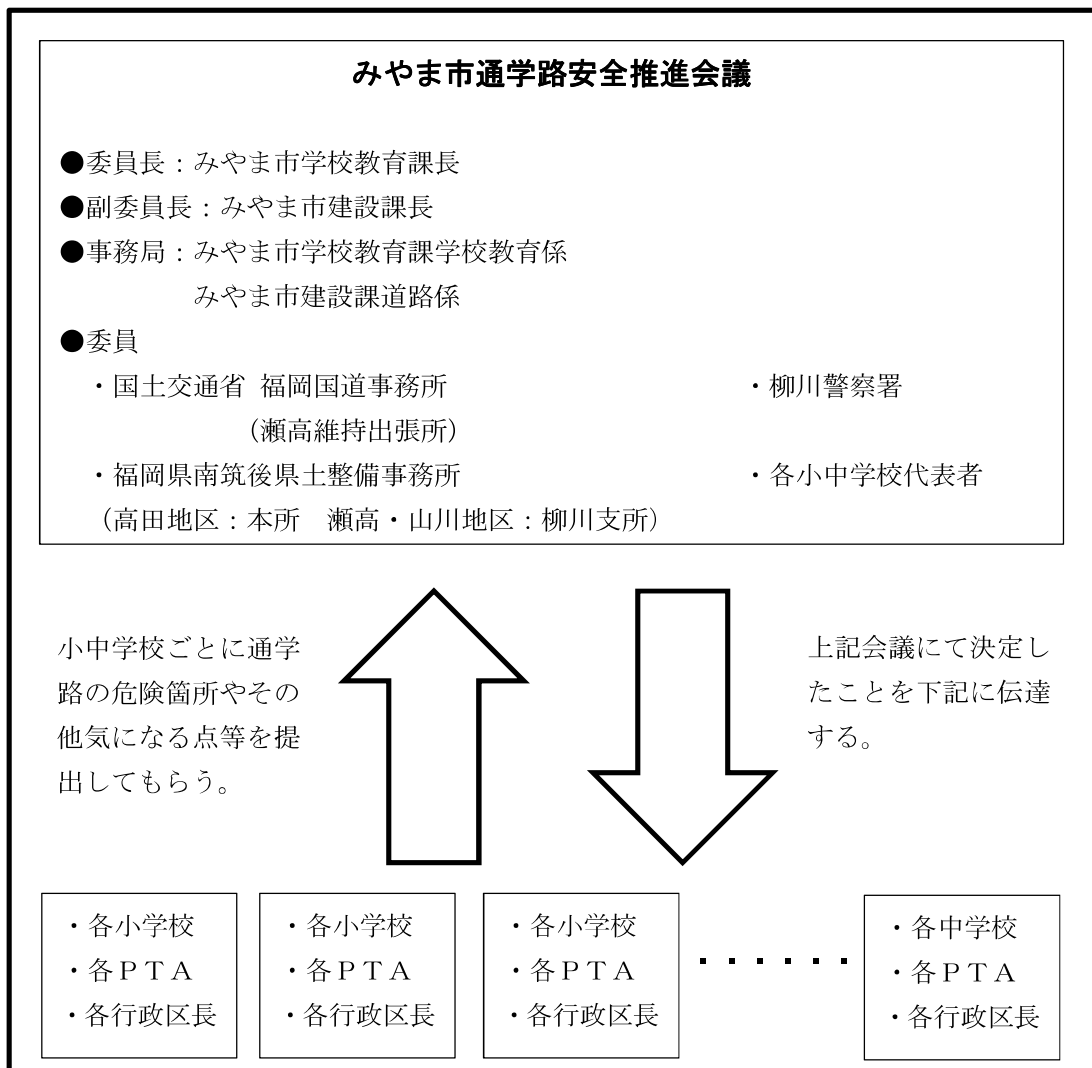
平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「みやま市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。



3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・小中学校ごとに年に1度合同点検を実施します。
- ・実施時期は、小中学校の夏休み期間中である7月から8月にかけて実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、事前に小中学校より危険箇所を提出してもらい、その箇所について合同点検を実施します。
- ・事前に危険箇所が見つからない小中学校については、その年の合同点検は実施しません。
- ・万一、合同点検実施期間外に緊急性が高い危険箇所が発生した場合は、臨時に通学路安全推進会議を開催し、臨時合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小中学校ごとの危険箇所において、学校、保護者、教育委員会、道路管理者（国、県、市）、警察が参加する合同点検を行います。
- ・必要に応じて、地元行政区長等関係者の参加を求める場合もあります。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から、対策必要箇所ごとに、路肩のカラー舗装化などの歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、通学路の変更や交通規制・交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

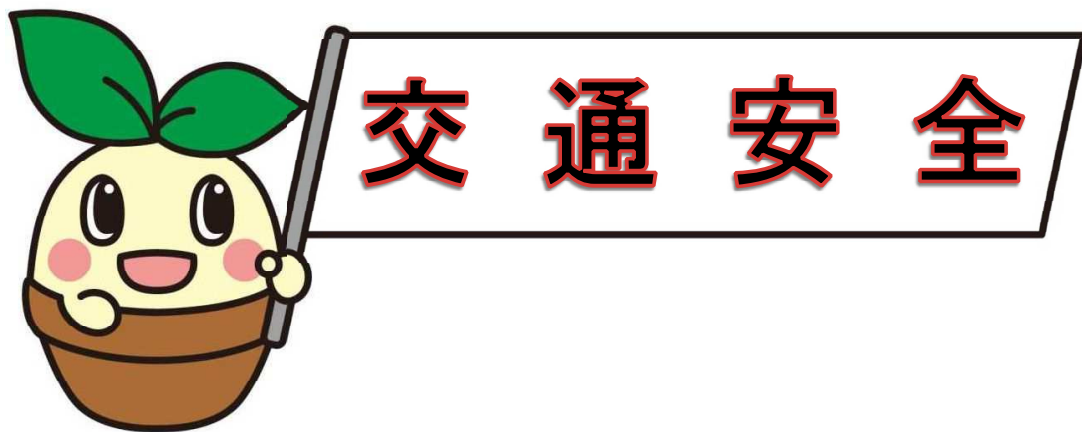
- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を図ります。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4. その他

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容について、関係者間での認識を共有するために小学校ごとの対策一覧表等を作成し公表します。



みやま市マスコットキャラクター

くまっぴー